

■受取人が社員証や健康保険証等、法人に雇用されていることを示すものを持参できる場合

受け取りに行く者(持参人)は法人からの委任を受ける必要はないため、裏面(委任状)への記載は必要ありません。

送付された「県公金送金通知書」の表面へ予め記載例のとおり記入・押印した上で、持参人が法人に雇用されていることが確認できるもの(注1)を御持参の上、支払場所に記載された金融機関の窓口で還付金をお受け取りください。

なお、住所(所在地)、名称(商号)、組織が変更となった場合は、その履歴(変更前後)が確認できる書類(注2)が必要となります。

- (注1) 持参人が法人に雇用されていることを示す社員証
 もしくは、持参人が法人に雇用されていることを示す健康保険証
 (注2) 登記事項証明書など

(記載例)

県公金送金通知書 (表面)

年度	送金通知年月日	送金通知番号	支払

通信欄
自動車税過誤納還付金

支払場所

収入印紙 栃木県会計管理者 印

本書金額領収しました。 年 月 日

住所 氏名 **法人の住所・名称・代表者名を記入の上、社印及び代表者印を押印**

県公金送金通知書 (裏面)

注意事項

- 本人以外の方にはお支払いいたし、代理人に受領を委任される場合は、代理人氏名、債権者住所、氏名を記入し、押印してください。表面の受領欄には本人の住所、氏名を記入し、押印してください。なお、本人以外の同姓の方に委任される場合は、表と裏は、別の印鑑を使用してください。
- 受取人が法人の場合は、表面の受領欄には法人名のほか代表する方の職氏名を記入し、原則として社印及び代表者印を押印してください。また、受取人が個人の場合は、運転免許証などにより、この送金通知書を持参した方が受取人本人であることを確認させて頂く必要があります。なお、受取人の住所、氏名等が変更になっている場合は、変更内容を証明して頂く必要がありますので、変更内容を証明できるもの(住民票の写しや戸籍抄本など)を御持参ください。
- この送金通知書を栃木県外(東京都、埼玉県等)において足利銀行以外で受領する場合は、支払場所が「足利銀行全店」となっているため、手形交換による決済ができますので、預金口座をお持ちの金融機関(銀行、信用金庫、信用協同組合)とご相談ください。

委任状
表面金額の受領を下の代理人に委任する。 年 月 日
代理人氏名 印

この場合、記載の必要はありません。